

## 第1節 審査事件の概要

平成28年から令和7年の10年間に、取り扱った事件の概要は次のとおりである。

### 1 平成30年（不）第1号福島市環境サービス協業組合事件

申立人	福島公務公共一般労働組合
被申立人	福島市環境サービス協業組合(廃棄物収集運搬業)
申立日	平成30年3月27日(労働組合法第7条第2号)
	委員調査5回、審問3回
審査委員	審査委員長 (公)平石 典生
	審査委員 (公)駒田 晋一
	参与委員 (労)鈴木 三男、高橋 由紀子、泉野 敦志、遠藤 和也
	(使)穴澤 耕二、永山 忍
終結日	令和元年11月5日 一部救済(処理日数589日)

#### (1) 事件の概要

本件は、申立人福島公務公共一般労働組合と被申立人福島市環境サービス協業組合との間で開催された7回の団体交渉における法人の対応が不誠実なものであり、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、組合から、平成30年3月27日に申立てがあった事件である。

#### (2) 申立ての要旨

申立人は、被申立人に対して平成26年8月13日付け要求書で、賞与の減額禁止、不当処分撤回などを要求し、その後、賃金引上げなどの項目を追加し、平成29年7月3日まで7回にわたる団体交渉を行ってきた。被申立人は、交渉の中で「人事権・裁量権は経営側にある」と一貫して労働組合の要求に応えようとせず、誠実な団体交渉を行っているとは言えない態度に終始した。

とりわけ平成29年3月13日に行われた第6回目の団体交渉で被申立人は申立人の要求する予算・決算のわかる資料を提出することを約束したにもかかわらず、平成29年7月3日に開かれた第7回目の団体交渉で、決算書等の開示は行わないとして、前回の交渉の約束を反故にするなど、全く不誠実な交渉に終始した。

以上のような被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

#### (3) 被申立人の主張の要旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

被申立人は、平成26年9月以降、計7回の団体交渉に応じ、申立人の要求事項に対し法的観点も踏まえつつ、被申立人の見解をその根拠とともに説明するとともに、適宜資料の開示をしてきており、誠実交渉義務違反は一切ない。

申立人は、被申立人との見解の相違や要求事項を被申立人が受け入れないこと、譲歩しないことをもって誠実交渉義務違反と主張しているにすぎない。

#### (4) 審査経過

平成30年5月31日	第1回調査	主張・争点の整理
7月26日	第2回調査	主張・争点の整理等
9月14日	第3回調査	主張・争点の整理、和解の意向確認等
11月14日	第4回調査	和解協議等
平成31年1月25日	第5回調査	主張・争点の整理等
4月25日	第1回審問	証人尋問
令和元年7月5日	第2回審問	証人尋問
8月22日	第3回審問	最後陳述

(5) 終結状況

令和元年11月5日、当事者に命令書の写し(一部救済命令)を交付し、本事件は終結した。

命令主文の主な内容は、以下のとおりである。

- 1 被申立人福島市環境サービス協業組合は、申立人福島公務公共一般労働組合が平成29年6月2日付けで申し入れた団体交渉事項のうち次の事項及びこれらに関連する過去の団体交渉事項について、自らの見解の内容及びその根拠を具体的かつ明確に示して申立人の納得を得るよう努力するなど、誠実に団体交渉を行わなければならない。
  - (1) 決算書の提示を求めるとともに、特に人件費に係る分かりやすい資料の提示を求める(29年度における適正な定期昇給の実施及び給料表の策定など)。
  - (2) 平成29年度において、適正な定期昇給を行うこと及び給料表を策定すること。
  - (3) 平成28年度末賞与について、平成28年3月に採用されたことを根拠に給与月額額の12分の9に相当する金額を支給された従業員に対して給与1か月分の年末賞与を支給すること。
- 2 被申立人福島市環境サービス協業組合は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 3 第1回から第6回団体交渉のうち、26年年末賞与及び27年夏季賞与の支給に当たり給与月額額の1割及び2割の金額を減額されている従業員に係る両賞与の算定基準を明らかにすることなど以外の団体交渉についての申立ては却下する。
- 4 その余の申立ては棄却する。

なお、本件は、令和元年11月18日に被申立人から中央労働委員会へ再審査申立てがなされ、令和3年6月28日に和解で終結した。

2 平成30年(不)第2号アルファエレナ福島・アルファクラブ事件

申立人	全労連・全国一般労働組合福島一般労働組合
被申立人	アルファエレナ福島株式会社(冠婚葬祭業) アルファクラブ株式会社(冠婚葬祭業)
申立日	平成30年6月21日(労組法第7条第2号) 委員調査4回
審査委員	審査委員長 (公) 榎 裕康 審査委員 (公) 吉高 神 明 参与委員 (労) 坂路 芳知、八巻 由美 (使) 星 逸朗、石山 純恵
終結日	平成31年3月27日 全部救済(処理日数280日)

(1) 事件の概要

本件は、被申立人アルファエレナ福島株式会社及び被申立人アルファクラブ株式会社が、申立人全労連・全国一般労働組合福島一般労働組合より平成30年4月11日付けで申入れのあった組合員の給与の差額の支払いや解雇撤回・雇用継続に係る団体交渉について、申入事項が裁判で係争中であることを理由に拒否したことが、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、組合から、平成30年6月21日に申立てがあった事件である。

(2) 申立ての要旨

被申立人らは平成30年4月11日に申立人から申入れのあった団体交渉について、申入事項が裁判で係争中であることを理由に拒否した。また、団体交渉に誠実に対応しなかった。

以上のような被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(3) 被申立人の主張の要旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

アルファクラブ株式会社は、労働組合法第7条に定める「使用者」に該当せず、当事者適格はない。

被申立人は、申立人からの団体交渉の申入れに全く応じていなかったわけではなく、平成27年10月以降、5回の団体交渉を行ってきた。また、申立人が求める交渉議題について、裁判で係争中である民事訴訟において審理の対象となっていることから、もはや「交渉」という段階にはなく、民事訴訟において、公正中立な裁判官の判断によって解決することが望ましい。

また、次回団体交渉の開催について、肯定する回答をしたのは、団体交渉を開催しないという被申立人からの回答を申立人が全く受け付けない状況であったため、やむを得なかったものであり、団体交渉を拒否する正当な理由がある。

(4) 審査経過

平成30年8月29日	第1回調査	主張・争点の整理
10月17日	第2回調査	主張・争点の整理等
12月4日	第3回調査	主張・争点の整理等
平成31年1月16日	第4回調査	主張・争点の整理等、最後陳述

(5) 終結状況

平成31年3月27日、当事者に命令書の写し(全部救済命令)を交付し、本事件は終結した。

命令主文の内容は、以下のとおりである。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 被申立人アルファエレナ福島株式会社及び同アルファクラブ株式会社は、申立人全労連・全国一般労働組合福島一般労働組合が平成30年4月11日付けで申し入れた団体交渉について、裁判で係争中であることを理由に拒否してはならず、誠意をもって速やかに応じなければならない。</li><li>2 被申立人アルファエレナ福島株式会社及び同アルファクラブ株式会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。</li></ol> |
|--|

なお、本事件は、平成31年4月24日に被申立人から福島地裁に救済命令取消請求の行政訴訟が提起されたが、令和元年12月17日に棄却が言い渡された。その後、被申立人は仙台高裁に控訴したが、令和2年7月29日に棄却が言い渡された。